



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次

### ○ 告示

- 1207 平成13年和歌山県告示第748号(和歌山県情報公開条例施行規則の規定による知事が定める法人)の一部改正 (総務学事課)
- 1208 平成15年和歌山県告示第818号(和歌山県個人情報保護条例施行規則の規定による出資法人等)の一部改正 ( " )
- 1209 紀の川左岸土地改良区の役員の退任(農村計画課)
- 1210 基本測量の実施 (技術調査課)
- 1211 道路の区域変更 (道路保全課)
- 1212 新道路の供用開始等 ( " )
- 1213 道路の区域変更 ( " )
- 1214 新道路の供用開始等 ( " )
- 1215 道路の区域変更 ( " )
- 1216 新道路の供用開始等 ( " )
- 1217 道路の区域変更 ( " )
- 1218 新道路の供用開始等 ( " )
- 1219 道路の位置の指定 (都市政策課)
- 1220 土地区画整理事業の事業計画の変更認可 (住宅環境課)

### ○ 公告

- 開発行為の工事の完了 (都市政策課)

## 告 示

### 和歌山県告示第1207号

平成13年和歌山県告示第748号(和歌山県情報公開条例施行規則の規定による知事が定める法人)の一部を次のように改正する。

平成18年10月17日

和歌山県知事 木村良樹

告示中「財団法人和歌山県文化振興財団」、「社会福祉法人和歌山県福祉事業団」及び「和歌浦シーサイド株式会社」を削り、「財団法人紀南環境整備公社」を「財団法人紀南環境整備公社」に改める。

「和歌浦シーサイド株式会社」を「和歌浦シーサイド株式会社」に改める。

### 和歌山県告示第1208号

平成15年和歌山県告示第818号(和歌山県個人情報保護条

例施行規則の規定による出資法人等)の一部を次のように改正する。

平成18年10月17日

和歌山県知事 木村良樹

告示中「財団法人和歌山県文化振興財団」、「和歌山県土地開発公社」、「社会福祉法人和歌山県福祉事業団」及び「和歌浦シーサイド株式会社」を削り、「財団法人紀南環境整備公社」を「財団法人紀南環境整備公社」に改める。

「和歌浦シーサイド株式会社」を「和歌浦シーサイド株式会社」に改める。

「財団法人紀南環境整備公社」を「財団法人紀南環境整備公社」に改める。

### 和歌山県告示第1209号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、紀の川左岸土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成18年10月17日

和歌山県知事 木村良樹

退任した役員

職名	氏名	住所
監事	吉村福治	和歌山市岩橋498番地
監事	鎌田義彦	和歌山市手平2丁目4番5号

### 和歌山県告示第1210号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成18年10月17日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 作業の種類 基本測量(ジオイド測量)
- 2 作業期間 平成18年10月23日から平成19年3月16日まで
- 3 作業地域 田辺市

### 和歌山県告示第1211号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年10月17日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 和歌山橋本線

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長	備考
		メートル		
和歌山市西字森68番1地先から同市森小手穂字前之坪739番1地先まで	旧	7.00 } 9.37	710.00	
	新	9.37 } 19.20		
同上	新	9.37 } 19.20	710.00	

和歌山県告示第1212号

平成18年和歌山県告示第1211号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成18年10月17日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年10月17日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1213号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年10月17日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 那智山勝浦線

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長	備考
		メートル		
東牟婁郡那智勝浦町大字天満字中村80番地先から同町大字天満字橋ノ本131番5地先まで	旧	4.20 } 11.45	84.45	
	新	10.70 } 22.00		
同上	新	10.70 } 22.00	84.45	

和歌山県告示第1214号

平成18年和歌山県告示第1213号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成18年10月17日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年10月17日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1215号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年10月17日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 和歌山野上線

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長	備考
		メートル		
和歌山市森小手穂字小手穂626番3地先から同市森小手穂字前之坪739番1地先まで	旧	5.80 } 7.00	300.00	
	新	5.80 } 19.20		
同上	新	5.80 } 19.20	300.00	

和歌山県告示第1216号

平成18年和歌山県告示第1215号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成18年10月17日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年10月17日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1217号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年10月17日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 沖野々森小手穂線

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長	備考
		メートル		
和歌山市森小手穂字前之坪686番6地先から同市森小手穂字前之坪687番5地先まで	旧	8.00 } 10.00	79.00	
	新	16.50 } 17.00		
同上	新	16.50 } 17.00	79.00	

和歌山県告示第1218号

平成18年和歌山県告示第1217号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成18年10月17日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年10月17日

和歌山県知事 木村良樹

名称	水路
許可を受けた者の住所及び氏名	和歌山市太田480番地の1 ヤマイチエステート株式会社 代表取締役 山田茂

和歌山県告示第1219号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年10月17日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	指定位置	申請者住所氏名	指定年月日	道路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2901	有田郡有田川町大字徳田字切山1461番の一部、1462番4の一部、1466番1の一部、水路の一部	和歌山市堀止東一丁目1番18号 ハイコート住販株式会社 代表取締役 古川源一郎	平成18.10.4	6.00	58.95

和歌山県告示第1220号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、橋本市胡麻生土地区画整理事業に係る事業計画の変更について認可したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

平成18年10月17日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 施行者の名称 橋本市胡麻生土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 平成10年1月6日から平成19年9月31日まで
- 3 施行地区 橋本市胡麻生字向山及び字中ノ尾、紀見字鷲山並びにしらさぎ台の一部
- 4 事務所の所在地 橋本市賢堂1035番地
- 5 設立認可の年月日 平成10年1月6日
- 6 変更認可の年月日 平成18年10月17日

公 告

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成18年10月17日

和歌山県知事 木村良樹

開発区域又は工区に含まれる地域の	岩出市新田広芝字村前248番1、251番、265番1、266番、267番、268番、269番、里道、
------------------	--